

第33回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 業務の適正を確保するための体制	1
■ 連結注記表	5
■ 個別注記表	12

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社カーチスホールディングス

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carchs-hd.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 執行役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営の基盤として、健全で継続的な成長を目指し、社会および株主各位と良好な信頼関係を構築するとともに、お客様の信頼に応えるために、取締役会とその内部機関である報酬委員会・指名委員会・監査委員会並びに執行役が順法性・適正性を重視した経営体制を構築します。また、ディスクロージャーについても、迅速かつ充実した開示に努めます。
- ② 執行役の職務執行における法令・定款等の遵守状況を検証する適法性監査は、監査委員会規程および監査計画に基づき監査委員会が実施します。
- ③ 取締役会は、執行役の業務執行が法令・定款、社内規程等を適正に遵守しているかを監督しています。

(2) 執行役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、法令および文書管理規程に基づき作成・保存します。この情報は、文書管理規程の定めにより取締役、監査委員会、会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態で保存し、その管理は総務部が行います。

(3) リスク管理に関する規程と体制

- ① 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、事前に必要な対応方法を社内規程に定め、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。また、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しています。
- ② 当社は、法令遵守・企業倫理等を担当する部署としてコンプライアンス部を設置し、当社および子会社における当該事項の管理・監督・指導を行います。なお、法令および社内規程に違反する事実が発生した場合、コンプライアンス基本規程により設置されたコンプライアンス委員会が調査し、その内容を取締役会および監査委員会に報告する体制を整えています。

(4) 執行役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ① 取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略・営業戦略等の経営上の重要事項に関して迅速かつ合理的に意思決定を行い、業務執行状況を監督することによって、執行役による業務執行が効率的に行われることを確保しています。
- ② 取締役会は、業務執行について、その権限を執行役に適切な範囲で委任し、執行役が当該業務執行の責任を有しています。また、取締役会とは別に執行役会を開催し、適時、適切なテーマについて時間をかけて議論を行います。
- ③ 事業運営については、経営環境の変化を踏まえて中期経営計画を策定し、その実行計画として年度予算、各部署の行動目標を策定し、実行しています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社および当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムの構築および適切な運用に努め、財務報告の適正性を確保いたします。なお、その体制の構築にあたっては、外部の専門家のアドバイスを得て、内部監査部を中心に全社体制で取り組んでいます。

(6) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、使用人に倫理並びに法令および定款等諸規則の遵守を徹底するため、コンプライアンス基本規程を制定・施行するとともに、使用人が倫理または法令等の違反行為を発見した場合の報告制度として内部通報制度を整備しております。これにより、倫理または法令等に違反する行為の早期発見・是正を図っています。
- ② コンプライアンス基本規程の目的を達成するため、コンプライアンス部に必要な人員配置を行います。また、コンプライアンス・マニュアルを制定し、使用人に対する適切な研修体制を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

(7) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 社内規程に従い、子会社管理は経営企画部が行うものとし、その統括の下、各部門がそれぞれ担当する業務の中で子会社の管理を行います。
- ② 子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督します。また、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。

- ③ 当社は、子会社の取締役等の職務執行の報告に関する体制として、定期的および必要に応じ、次の横断的会議体を通じて、当社グループにおける情報の共有・意見交換等に努めます。

- ・ 執行役会
- ・ グループ経営会議
- ・ グループ共通業務部門会議
- ・ その他グループ横断的会議

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、その使用人は監査委員会の指示に基づき、職務を行うこととします。
- ② 監査委員会の職務を補助する使用人の人事考課、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。

(9) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するために事務局を置き、その独立性を確保するために、事務局に属する使用人の人事に関して、監査委員会は執行役と意見交換を行います。

(10) 執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制

執行役および使用人は、監査委員会からの求めに応じ、業務執行状況を報告します。また、執行役は、会社に対し著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告します。

(11) その他監査委員会の実効性を確保するための体制

- ① 監査委員会は、毎月1回開催するものとし、代表執行役と監査上の重要事項について意見交換を行います。
- ② 監査委員会は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めます。
- ③ 監査委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換および情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況等

当社は、反社会的勢力への対抗策として、「反社会的勢力対策規程」において「基本方針」を定め、秩序や企業の健全な活動に脅威を与える「反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を供与しない」ことを明示しており、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。

反社会的勢力への対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、実質的な運用および対応は総務部が対応統括部署となり、社内関係部門および管轄警察署等との協力体制を整備し、有事に備えています。

また、取締役、執行役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、総務部を中心に、顧問弁護士、管轄警察署等と連携し対応する体制を確立します。なお、全国の営業拠点においても、同様に対応することを徹底しています。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備・運用しています。

また、経営および業務遂行の健全かつ適切な運営の強化のため、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会を定期的に開催し、業務におけるリスクおよびコンプライアンス違反行為等の早期発見に努めており、必要に応じて、取締役会および監査委員会へ報告しています。

併せて、匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、リスクおよびコンプライアンス違反行為等の情報収集体制を整備しています。

連結注記表

I 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

II 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社カーチス、株式会社タカトク、株式会社アガスタ

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 青島新馳汽車有限公司

青島新馳汽車有限公司は、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用の関連会社を含めております。

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

③ デリバティブ

デリバティブ・・・時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により規則的な償却を行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理…税抜方式によっております。

連結納税制度……………連結納税制度を適用しております。なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ. 連結貸借対照表の注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 884,930千円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 5,785千円

土地 460,496千円

(2) 上記の担保資産によって担保されている債務

1年内返済予定の長期借入金 100,000千円

長期借入金 75,000千円

Ⅴ. 連結損益計算書の注記

棚卸評価損

商品に係る棚卸評価損25,594千円は、売上原価に含めております。

VI. 連結株主資本等変動計算書の注記

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	24,087,009	—	—	24,087,009
合計	24,087,009	—	—	24,087,009
自己株式				
普通株式	4,283,536	1,420	869,565	3,415,391
合計	4,283,536	1,420	869,565	3,415,391

(注) 1. 普通株式の自己株式増加1,420株は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式減少869,565株は、第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 602,400株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	79,213	4	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金などで運用し、設備投資などで一時的に多額の資金が必要な場合は、その時点での経営環境によって市場あるいは銀行借入により調達を行うこともあります。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払金は、ほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替・金利等の変動リスク）の管理

当社は投資有価証券について、非上場株式については定期的に発行体企業（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1ヵ月分相当に維持することを念頭に、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,441,292	3,441,292	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	323,156 △766		
	322,390	322,390	—
(3) 差入敷金保証金	454,835	454,835	—
資産計	4,218,517	4,218,517	—
(1) 支払手形及び買掛金	207,201	207,201	—
(2) 短期借入金	20,000	20,000	—
(3) 未払金	219,947	219,947	—
(4) 未払法人税等	59,929	59,929	—
(5) 長期借入金(※2)	175,000	175,000	—
(6) デリバティブ取引(※3)	801	801	—
負債計	682,880	682,880	—

(※1) 受取手形及び売掛金に対し、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブに関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入敷金保証金

これらは主として店舗の賃貸先に差入れているものであり、その運営が長期の展開となるため返還を受ける時期は長期間経過後になります。これらの時価については、回収見込額を安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、安全性の高い利率がマイナスの場合は割引率をゼロとして時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

(6) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※)	53,516
預り保証金(※)	10,317

(※)これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには多大なコストを要すると見込まれております。したがって、時価を把握することが困難であると認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	3,441,292	—	—	—
受取手形及び売掛金	323,156	—	—	—
差入敷金保証金	39,573	246,782	62,600	105,880
合計	3,804,021	246,782	62,600	105,880

(注4) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	20,000	—	—	—	—	—
長期借入金	100,000	75,000	—	—	—	—
合計	120,000	75,000	—	—	—	—

VIII. 1株当たり情報の注記

1株当たり純資産額

263円42銭

1株当たり当期純利益

7円59銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

IX. 重要な後発事象の注記
該当事項はありません。

X. その他の注記

1. 減損会計に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：千円)

用途	所在地	種類	減損損失
店舗等	群馬県前橋市 大阪府箕面市 他	建物及び構築物 器具備品 他	1,686

(2) 減損損失の認識に至った経緯

減損損失を認識した資産は、収益性および評価額が帳簿価額に比べて著しく低下したことにより、減損の兆候が認められましたので、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

(3) 減損損失の主な固定資産の種類ごとの金額

建物及び構築物	1,607千円
工具器具備品	78千円

(4) 資産グルーピングの方法

当社グループは、内部管理上の事業所等を単位として資産のグルーピングを行っております。ただし、賃貸不動産に関する資産および遊休資産については個別にグルーピングを行い、当社の本社管理部門に関する資産等は共用資産としており、より大きなグルーピングで評価しております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値を用いており、使用価値算定においては将来キャッシュ・フローにて算定しており、正味売却価額の算定に当たっては主に不動産鑑定評価額を使用しております。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

本社及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を5年～20年と見積り、0.00%～0.91%の割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の増減額

期首残高	175,906千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	1,366千円
資産除去債務の履行による減少額	16,911千円
期末残高	160,361千円

(2) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

②デリバティブ

デリバティブ・・・時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 5年～8年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

商標権は10年で償却しております。

ソフトウェア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により規則的な償却を行っております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

連結納税制度・・・・・・・・連結納税制度を適用しております。

III. 会計方針の変更

該当事項はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	126,847千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	334,127千円
短期金銭債務	58,121千円
長期金銭債務	36,300千円
3. 担保資産及び担保付債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	5,785千円
土地	460,496千円
(2) 上記の担保資産によって担保されている債務	
1年内返済予定の長期借入金	100,000千円
長期借入金	75,000千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	416,090千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	2,597千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,283,536	1,420	869,565	3,415,391
合計	4,283,536	1,420	869,565	3,415,391

(注) 1. 普通株式の自己株式増加1,420株は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式減少869,565株は、第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、税務上の繰越欠損金であります。回収可能性を考慮して全額評価性引当金を計上しております。

繰延税金負債の主な発生原因は、資産除去債務であります。

IX. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

属性	会社名	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社カーチス	所有直接 100%	役員兼任	経営指導料の受取（注1）	305,522	売掛金	32,514
				資金の貸付（注2）	185,000	貸付金	185,000
				利息の受取（注2）	1,792	—	—
				家賃（注3）	72,000	前受金	6,600
				出向者給与の立替（注4）	—	未収入金	104,822
子会社	株式会社タカトク	所有直接 94.9%	役員兼任	経営指導料の受取（注1）	6,563	売掛金	575
				家賃（注3）	1,813	前受金	166
子会社	株式会社アガスタ	所有直接 66.7%	役員兼任	経営指導料の受取（注1）	30,191	売掛金	2,549

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）経営指導料については、双方協議の上で行う委託の内容に基づいて役務の提供に見合う金額に決定しております。
- （注2）貸付金利息については、双方協議の上で利率を決定しております。
- （注3）家賃については、近隣の相場等を勘案し、双方協議の上で金額を決定しております。
- （注4）出向者給与の立替は、出向者に係る人件費相当額を立替えております。

役員及び個人主要株主等

属性	会社名	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社レダグループホールディングス（注1）	被所有直接 39.3%	役員兼任	ソフトウェアの取得（注2）	323,118	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）当社役員の加畑雅之氏及びその近親者が議決権の100%を保有しております。
- （注2）価格その他の取引条件は、取引の都度、双方で協議の上、市場実勢を勘案して決定しております。また、前期以前に支払済みの前渡金振替額164,052千円を含んでおります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

223円77銭

1株当たり当期純利益

5円98銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XII. その他の注記事項

該当事項はありません。